



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 三櫻工業株式会社
代表者名 取締役社長 竹田 陽三
(コード番号 6584 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 林 淳二
T E L . 0280-33-1111

内部統制システム構築の基本方針に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり定める。

当社は、下記体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じた見直しを行い、その改善を図る。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 362 条第 4 項第 6 号）

- (1) 取締役会は、法令及び定款に従い、取締役会への報告基準、付議基準を定め、業務執行を決定する。
- (2) 代表取締役社長は、取締役会の決議事項の業務執行、取締役会及び社内規則により委任された事項についての決定並びに業務執行を行う。
- (3) 代表取締役社長、取締役は、職務執行に関し取締役会に報告し相互に監視を行う。
- (4) 監査役は、取締役の職務執行に関し社内規則に基づき監査を行う。
- (5) 意思決定において、社内スタッフ及び外部専門家の意見聴取を徹底し、判断に関する合理性、適法性を確保する。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）

当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社内規程等の整備を行うとともに、職務執行においては、IT を活用したモニタリング及び社内法務スタッフ及び外部専門家の意見聴取の徹底を通じて、使用人に対しコンプライアンスの浸透を行っている。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る以下の文書及びその他の重要な情報（電磁的記録を含む。以下同じ。）の保存及び管理に関する規程に基づき、保存し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- （１）株主総会議事録及び関連資料
- （２）取締役会議事録及び関連資料
- （３）その他の重要な会議の議事録及び関連資料
- （４）取締役を決定者とする決定書類及び関連書類
- （５）その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- （１）取締役会及びその他の重要な会議に、代表取締役社長及び各業務担当取締役、執行役員、経営幹部から、業務執行に関わる重要な情報の報告が定期的になされている。
- （２）全社的な危機が発生した場合は、全社対策本部及び現地対策本部を設置し、相互に連携して対応する。
- （３）諸リスクへの対応については、それぞれ所管部門において規程の制定、教育の実施等の体制整備を推進する。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、取締役会において、選任された執行役員が取締役会にて定められた担当職務を遂行する執行役員制度により、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化がされており、取締役会は経営戦略の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行の監督を行っている。

代表取締役社長及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行に関し、取締役会はITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行う。これらの仕組みは、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。

6．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために、グローバルで各地域ごとに事業に責任を負う取締役並びに執行役員を任命し、グループ企業各社の管理を行うとともに、ITを活用して迅速、かつ、効率的なレビュー、取締役、監査役を派遣し業務執行の監視・監査を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助すべき専任のスタッフを置く。

8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役は専任スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、その他重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、以下に定める事項について、速やかに監査役に対し報告を行う。

当社及び当社グループの信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

当社及び当社グループの業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

その他上記、に準じる事項

取締役、執行役員及び使用人は、監査役が当社及び当社グループの事業及び財産の状況に関する報告を求めた場合、または調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- （１）監査役会は、監査役会規則、監査基準を定め、取締役会、その他重要な会議に出席するほか、ITを活用して迅速、かつ、効率的なレビューを行っている。
- （２）監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査人に報告を求めるとともに、意見及び情報の交換を行う。

以 上